

市民後見人の育成・活用に係る関係機関との協議事項

関係機関	協議事項
市社協	<p>(1) 本事業の市社協の役割としては以下のとおりと考えているが、これらの実施に当たっての問題点は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広島市からの委託を受けて、市民後見人養成事業を実施。 ② 広島市からの委託を受けて、市民後見人バンク管理事業を実施。 ③ ①、②の事業実施に当たり、選考委員会（仮）を設置・運営し関係機関（三士会・家裁等）との連絡調整を実施。
家庭裁判所	<p>(1) 本事業の実施に当たり、以下の事項に関しご協力いただけるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎研修・実践研修への講師の派遣。 ② 効果的な育成事業を展開するための本市及び関係機関での定期的な懇談会の場を設置し、協議を行う。 <p>(2) 本市の事業内容案において示している受任方法（①専門職等と市民後見人が複数で後見人となり、その後専門職等が辞任して市民後見人の単独受任とする、①市民後見人が単独受任する）について、家裁としてどう思われるか？</p>
三士会等 専門職機関	<p>(1) 本事業の実施に当たり、以下の事項に関しご協力いただけるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎研修・実践研修への講師の派遣、カリキュラムへの助言。 ② 研修を終え、バンクに登録された市民後見人候補者について、市社協の「かけはし」、「こうけん」以外での権利擁護活動の場の提供。 <p>※ 仮に、②のような協力が難しい場合に、バンク登録者の活動に対しどのような協力がいただけるか。</p>